

## 市民利用施設と指定管理者制度の今後に向けて

### 【セッションのねらいと論点】

平成 15 年の地方自治法改正により、地方自治体では、文化ホールや生涯学習センター、博物館・美術館をはじめ、スポーツ施設、駐車場などの「公の施設」について、平成 18 年 9 月までに、その管理運営に関しては、直営とするか指定管理者制度に移行することが必要となった。現在、全国各地の多くの「公の施設」で指定管理者制度への移行が終了し、民間企業や NPO、地域住民等による施設の管理運営が行われている。

「官から民へ」を具体化するひとつの手法である指定管理者制度は、その運用次第では、肥大化した「官」の役割を「民」に移行させ、地方自治体の財政問題の解決に資するとともに、特に市民利用施設については、その施設の管理運営に市民セクターが携わることで、施設の本来の設置目的に沿った形で施設の効用をより発揮する可能性を秘めている。

この背景には

#### 本文

フォントサイズ 10  
日本語：MS 明朝、英数字：Times New Roman、半角  
句読点：〔全〕句点。〔全〕読点  
見出しは番号（(1)、(2)）あるいは「・」を使用。  
※丸数字は使わないこと。  
※ワードの脚注機能は使わないこと。

(3) 条例に指定管理者の工夫を許容する幅を持たせ（例えば開館時間、休館日など）たり、利用料金制を導入する事例が少なく、示された業務にかかるコストは圧縮されたため、新たな取り組みや特色を大きく打ち出すことが困難であったケースが多かったこと。

(4) 高度の専門性を有する施設・業務についても、一律にこの制度を導入したことで、学芸員などの専門職の流動化が起り、長いスパンで継続的に取り組むべき業務そのものの実施が困難となったこと。

などがあげられよう。

今回の NPO 指定管理者が指定を通じて、市の美術博物館センターの指定、全国の NPO を中心に考察し、研究者、指定管理者制度の望ましい制度の方向性などについて明らかにしていきたい。

平成 15 年の地方自治法改正により、地方自治体では、文化ホールや生涯学習センター、博物館・美術館をはじめ、スポーツ施設、駐車場などの「公の施設」について、平成 18 年 9 月までに、その管理運営に関しては、直営とするか指定管理者制度に移行することが必要となった。現在、全国各地の多くの「公の施設」で指定管理者制度への移行が終了し、民間企業や NPO、地域住民等による施設の管理運営が行われている。

「官から民へ」を具体化するひとつの手法である指定管理者制度は、その運用次第では、肥大化した「官」の役割を「民」に移行させ、地方自治体の財政問題の解決に資するとともに、特に市民利用施設については、その施設の管理運営に市民セクターが携わることで、施設の本来の設置目的に沿った形で施設の効用をより発揮する可能性を秘めている。

ところが、現在のところでは、今回の指定管理者制度の導入に当たっては、指定管理者の多くには、自治体が設立した財団法人等が引き続き施設の管理運営に携わる例が多く見られるとともに、応募者の多くが民間企業であり、NPO 等の応募は余り多くなかったことなどが明らかになってきている。また、一部の事例では、現在よりもサービス水準が低下しかねない恐れが見られた。

この背景には

(1) 現行の施設の管理運営業務の内容を、そのまま指定管理者が行うべき業務内容とした例がほとんどであったため、その業務内容に 대응する団体がきわめて限定されたこと。

(2) この制度における指定管理者の選定基準が明確でなかった例が多く、応募者がどこに力点を置くべきかが判断しにくかったこと。

(3) 条例に指定管理者の工夫を許容する幅を持たせ（例えば開館時間、休館日など）たり、利用料金制を導入する事例が少なく、示された業務にかかるコストは圧縮されたため、新たな取り組みや特色を大きく打ち出すこ

※ 本サンプルは体裁・レイアウト参照のために作成したものであり、見出しと本文はダミーです。見出しは、「C パネル」の内容に合わせて適宜設定してください。

とが困難であったケースが多かったこと。

(4) 高度の専門性を有する施設・業務についても、一律にこの制度を導入したことで、学芸員などの専門職の流動化が起り、長いスパンで継続的に取り組むべき業務そのものの実施が困難となったこと。

などがあけられよう。

今回のパネルでは、全国初となる芦屋市の美術博物館のNPOへの業務委託や箕面市の市民活動センターの指定管理者に選定されたNPOの事例をはじめ、全国のNPOが指定管理者として選定された事例を中心に考察し、研究者、NPO、自治体それぞれの立場から、指定管理者制度を通じて明らかになった問題点と、今後の望ましい制度の方向性などについて明らかにしていきたい。

平成15年の地方自治法改正により、地方自治体では、文化ホールや生涯学習センター、博物館・美術館をはじめ、スポーツ施設、駐車場などの「公の施設」について、平成18年9月までに、その管理運営に関しては、直営とするか指定管理者制度に移行することが必要となった。現在、全国各地の多くの「公の施設」で指定管理者制度への移行が終了し、民間管理運営が行われ

パネルリストの名前は、姓名との間に全角スペース、ふりがなと所属を入れる。

「官から民へ」を具体化するひとつの手法である指定管理者制度は、その運用次第では、肥大化した「官」の役割を「民」に移行させ、地方自治体の財政問題の解決に資するとともに、特に市民利用施設については、その施設の管理運営に市民セクターが携わることで、施設の本来の設置目的に沿った形で施設の効用をより発揮する可能性を秘めている。

ところが、現在のところでは、今回の指定管理者制度の導入に当たっては、指定管理者の多くには、自治体が設立した財団法人等が引き続き施設の管理運営に携わる例が多く見られるとともに、応募者の多くが民間企業であり、NPO等の応募は余り多くなかったことなどが明らかになってきている。また、一部の事例では、現在よりもサービス水準が低下しかねない恐れが見られた。

この背景には

(1) 現行の施設の管理運営業務の内容を、そのまま指定管理者が行うべき業務内容とした例がほとんどであったため、その業務内容に応える団体がきわめて限定されたこと。

(2) この制度における指定管理者の選定基準が明確でなかった例が多く、応募者がどこに力点を置くべきかが判断しにくかったこと。

(3) 条例に指定管理者の工夫を許容する幅を持たせ

(例えば開館時間、休館日など)たり、利用料金制を導入する事例が少なく、示された業務にかかるコストは圧縮されたため、新たな取り組みや特色を大きく打ち出すことが困難であったケースが多かったこと。

(4) 高度の専門性を有する施設・業務についても、一律にこの制度を導入したことで、学芸員などの専門職の流動化が起り、長いスパンで継続的に取り組むべき業務そのものの実施が困難となったこと。

などがあけられよう。

今回のパネルでは、全国初となる芦屋市の美術博物館のNPOへの業務委託や箕面市の市民活動センターの指定管理者に選定されたNPOの事例をはじめ、全国のNPOが指定管理者として選定された事例を中心に考察し、研究者、NPO、自治体それぞれの立場から、指定管理者制度を通じて明らかになった問題点と、今後の望ましい制度の方向性などについて明らかにしていきたい。

【パネリスト】

△△ △△ (△△ △△) \

左寄せ

〇〇大学大学院教授

1940年京都府生まれ。行政学、地方自治論、都市政策を担当。主な著書に『NPOと自治体文化政策』(〇〇書房)、など多数。京都市地域づくり推進委員会委員長、京都府文化振興会議委員などを務める。

非営利 花子 (ひえいり はなこ)

特定非営利活動法人△△理事長

1950年大阪府生まれ。都市・地域問題、文化政策、持続可能な地域づくりの調査研究にたずさわるとともに、コミュニティ・シンクタンクを提唱。△△文化ファーム事務局長などを務める。著書に『ボランティアとコミュニティ (共著)』△△社。

□□ □□ (□□ □□) =モデレーター

□□市社会教育主事会事務局長

1960年兵庫県生まれ。□□市教育委員会市民学習振興課担当係長。生涯学習□□計画(2005年12月)の策定、□□市の生涯学習施設(市民学習センターなど7施設)の指定管理者制度導入を担当。また、(特活)□□ミュージアム・マネジメント【AMM】(2006年度より□□美術博物館の管理運営受託者)事務局長。

※ 本サンプルは体裁・レイアウト参照のために作成したものであり、見出しと本文はダミーです。見出しは、「C パネル」の内容に合わせて適宜設定してください。